

**G7広島サミット開催記念事業 被爆建物・被爆樹木めぐり実施業務
公募型プロポーザル手続開始の公示**

令和5年2月28日

次のとおり、企画提案書の提出を招請します。

広島市長 松井 一實

1 業務名

G7広島サミット開催記念事業 被爆建物・被爆樹木めぐり実施業務

2 プロポーザルの目的

G7広島サミットの開催を機に、被爆建物及び被爆樹木を講師に解説してもらいながらめぐる見学ツアー（以下「被爆建物・被爆樹木めぐり」という。）を実施することにより、より多くの人々に被爆の実相に触れる場を提供することで、平和への思いを共有し、核兵器廃絶、世界恒久平和の実現を目指すヒロシマの心を受け継いでもらうことを目的とする。

3 業務の内容等

(1) 業務内容

ア 日本語対応事業

別紙「G7広島サミット開催記念事業 被爆建物・被爆樹木めぐり実施業務基本仕様書（日本語対応事業）」のとおり

イ 外国語対応事業

別紙「G7広島サミット開催記念事業 被爆建物・被爆樹木めぐり実施業務基本仕様書（外国語対応事業）」のとおり

※ ア又はイの事業のみの応募や、ア及びイの両事業への応募はいずれも可能である。

(2) 委託期間

契約締結日から令和5年11月30日(木)まで

(3) 上限額

ア 日本語対応事業 1,550,000円

イ 外国語対応事業 1,650,000円

(いずれも消費税及び地方消費税の額を含む。)

4 契約及び事業担当課

広島市市民局国際平和推進部平和推進課（広島国際会議場3階）

〒730-0811

広島市中区中島町1番5号

電話 082-242-7831（直通）

FAX 082-242-7452

E-mail peace@city.hiroshima.lg.jp

5 応募資格

応募する者は、法人で次に掲げる要件の全てを満たすものとする。

- (1) 地方自治法施行令(昭和22年5月3日政令第16号)第167条の4及び広島市契約規則(昭和39年4月1日規則第28号)第2条の規定に該当していない者であること。
- (2) 広島市税並びに消費税及び地方消費税を滞納していない者であること。
- (3) 公募の日から受託候補者の特定までの間のいずれの日においても、営業停止処分又は広島市の指名停止措置若しくは競争入札資格の取り消しを受けていないこと。
- (4) 宗教活動や政治活動を主たる目的とする団体ではないこと。
- (5) 暴力団又は暴力団の構成員若しくは暴力団の構成員でなくなった日から5年を経過しない者が経営、運営に関係している団体でないこと。
- (6) 再委託する場合の再委託予定事業者についても、提案事業者に準じ、上記(1)~(5)の条件を全て満たしていること。
- (7) 次に掲げる者でないこと。
 - ア 後述10の審査委員会の委員
 - イ アの委員が自ら主宰し、又は役員若しくは顧問として関係する法人その他の組織及びこれらの組織に所属する者
- (8) 広島市内に本店又は支店若しくは営業所を有すること。

6 公募型プロポーザル応募説明書等の交付方法

説明書、基本仕様書等は本市のホームページ(<http://www.city.hiroshima.lg.jp/>)の総合トップページの「事業者向け情報」→「入札・契約情報」→「入札発注情報トップページ」→「プロポーザル・コンペの案件情報」→「令和5年度方式・案件名」→「【公募型プロポーザル】G7広島サミット開催記念事業 被爆建物・被爆樹木めぐり実施業務」からダウンロードできる。

ただし、これにより難しい場合(ダウンロードができない場合を含む。)は、次により配布する。

- (1) 配布期間
公示日から令和5年3月7日(火)までの閉庁日(広島市の休日を定める条例(平成3年広島市条例第49号)第1条第1項各号に掲げる日。以下同じ。)を除く日の午前8時30分から午後5時15分まで。
- (2) 配布場所
前記4に同じ。

7 応募資格申請書の提出

- (1) 申込期間
公示日から令和5年3月7日(火)までの閉庁日を除く日の午前8時30分から午後5時15分まで
- (2) 提出場所
前記4に同じ。
- (3) 提出方法
応募資格確認申請書(様式1)(申請する事業を○で囲むこと。)を作成し、前記4へ持参又は郵送(郵送の場合は、配達証明書付き書留郵便に限る。提出期限までに必着のこと。)により提出すること。

- (4) 応募資格確認結果の通知
応募資格確認申請書の受理、審査後、応募者に速やかに書面又は電子メールにて通知する。

8 質問の受付及び回答

- (1) 受付期間
公示日から令和5年3月7日(火)までの閉庁日を除く日の午前8時30分から午後5時15分まで。
- (2) 受付場所
前記4に同じ。
- (3) 受付方法
仕様書等に関する質問書(様式3)(該当する事業を○で囲むこと。)に記入の上、電子メール又はFAXのいずれかの方法により提出すること。
- (4) 質問に対する回答
電子メール又はFAXにより質問者に直接回答するとともに、前記4において、令和5年3月14日(火)までの閉庁日を除く毎日、午前8時30分から午後5時15分まで(ただし、令和5年3月14日(火)は正午まで)閲覧に供するものとし、広島市ホームページにも掲載する。

9 企画提案書の提出期限等

- (1) 提出期限 令和5年3月14日(火)正午
- (2) 提出場所 前記4に同じ。
- (3) 提出方法 「G7広島サミット開催記念事業 被爆建物・被爆樹木めぐり実施業務提案書在中」と朱書きの上、持参又は郵送(郵送の場合は、配達証明書付き書留郵便に限る。提出期限までに必着のこと。)により提出すること。

10 受託候補者の特定

- (1) 企画提案書の審査は、G7広島サミット開催記念事業 被爆建物・被爆樹木めぐり実施業務プロポーザル審査委員会が行う。
- (2) 受託候補者の特定に当たっては、審査(プレゼンテーション)を実施し、審査結果に基づいて決定する。ただし、提案書の提出が3者を超える場合は、第一次審査(書面審査)を実施したのち、その審査結果に基づいて第二次審査(プレゼンテーション)の対象者を決定することとする。
- (3) 審査基準
別紙 特定候補者特定基準による
- (4) 審査結果の通知
第一次審査の結果は、全ての応募者に、書面及び電子メールにより通知する。
第二次審査の結果は、第二次審査を受けた応募者に、書面及び電子メールにより通知する。

11 その他

- (1) 企画提案及び契約手続等において使用する言語及び通貨は、それぞれ日本語及び日本国通貨とする。
- (2) 提案書等の作成及び提出に係る費用は応募者の負担とする。

- (3) 次に掲げる応募は、無効とする。
- ア 本件公示に示した応募に参加する者に必要な資格のない者がした応募
 - イ 提案書等に虚偽の記載をした者又はその他不正の行為をした者がした応募
- (4) 契約を締結する場合においては、契約締結日までに契約金額の100分の10以上の契約保証金を納付しなければならない。
- ただし、次に掲げるいずれかに該当する場合は、契約保証金の納付を免除する。
- ア 保険会社との間に広島市を被保険者とする履行保証保険を締結したとき。
 - イ 過去2年間に国又は地方公共団体と種類及び規模をほぼ同じくする契約を2回以上にわたって締結し、これらを全て誠実に履行し、かつ、契約を履行しないこととなるおそれがないと認められるとき。
- (5) 本契約については、本件に係る予算の成立を条件とするとともに、契約締結日を令和5年4月3日(月)とする。
- (6) 詳細は、公募型プロポーザル応募説明書による。

12 資料及び様式

このプロポーザルに関する資料等は、次表のとおり広島市ホームページに掲載する。

プロポーザル応募関係資料等	掲載場所
01 公募型プロポーザル手続開始の公示	広島市ホームページ (http://www.city.hiroshima.lg.jp/)の総合トップページの「事業者向け情報」→「入札・契約情報」→「入札発注情報トップページ」→「プロポーザル・コンペの案件情報」→「令和5年度方式・案件名」→「【公募型プロポーザル】G7広島サミット開催記念事業 被爆建物・被爆樹木めぐり実施業務」
02 公募型プロポーザル説明書	
03 (様式1)応募資格確認申請書	
04 (様式2)申立書	
05 (様式3)仕様書等に関する質問書	
06 (様式4-1)企画提案書	
07 (様式4-2)企画提案書(副本)	
08 (様式5)企画提案書の記載項目	
09 (様式6)取下願	
10 (別紙)受託候補者特定基準	
11-1 基本仕様書(日本語対応事業)	
11-2 基本仕様書(外国語対応事業)	
11-3 (別紙)被爆建物・被爆樹木	
12-1 委託契約書(案)(日本語対応事業)	
12-2 委託契約書(案)(外国語対応事業)	
13 広島市委託契約約款	
14 個人情報取扱特記事項	